

予算・決算

(単位:千円)

区 分		決 算		予 算	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
一般会計		28,735,944	29,346,179	27,545,838	28,422,562
教育費		6,090,305	5,501,019	5,652,772	5,917,287
市立図書館	図書館費(a+b+c)	114,722	151,812	115,843	130,920
	a 人件費	38,956	41,087	38,829	40,402
	b 資料費	13,945	13,479	14,045	13,693
	内訳	図書購入費	11,125	10,646	11,108
		新聞・雑誌	2,037	2,100	2,137
		視聴覚資料	783	733	800
	c その他	61,821	97,244	62,969	76,825
	教育費に対する図書館費の割合	1.88%	2.76%	2.05%	2.21%
カメラiasステージ図書館	図書館費(a+b+c)	34,166	42,575	34,211	36,533
	a 人件費	0	0	0	0
	b 資料費	5,500	5,500	5,500	5,500
	内訳	図書購入費	4,000	4,000	4,000
		新聞・雑誌	1,000	1,000	1,000
		視聴覚資料	500	500	500
	c その他	28,666	31,575	28,711	31,033
	教育費に対する図書館費の割合	0.60%	0.77%	0.61%	0.62%
福津市全体	図書館費(a+b+c)	148,888	194,387	150,054	167,453
	a 人件費	38,956	41,087	38,829	40,402
	b 資料費	19,445	18,979	19,545	19,193
	内訳	図書購入費	15,125	14,646	15,108
		新聞・雑誌	3,037	3,100	3,137
		視聴覚資料	1,283	1,233	1,300
	c その他	90,487	128,819	91,680	107,858
	教育費に対する図書館費の割合	2.49%	3.53%	2.65%	2.83%

※「a 人件費」は、市職員の人件費(給与・手当・法定福利費)である。

※「市立図書館(委託スタッフ)」及び「カメラiasステージ図書館(指定管理者スタッフ)」にかかる人件費相当額は「c その他」の経費に含まれる。

分類別蔵書統計

分類		令和6年度末		
		市立	カメラア	計
一般書	0. 総記	4,306	704	5,010
	1. 哲学	6,717	2,225	8,942
	2. 歴史	13,510	4,115	17,625
	3. 社会科学	20,753	3,670	24,423
	4. 自然科学	9,103	2,867	11,970
	5. 技術	13,655	5,318	18,973
	6. 産業	5,440	2,424	7,864
	7. 芸術	15,125	5,068	20,193
	8. 言語	2,353	901	3,254
	9. 文学	47,859	15,688	63,547
	小計	138,821	42,980	181,801
児童書	0. 総記	347	284	631
	1. 哲学	377	204	581
	2. 歴史	983	800	1,783
	3. 社会科学	1,548	967	2,515
	4. 自然科学	2,732	1,557	4,289
	5. 技術	1,159	688	1,847
	6. 産業	777	423	1,200
	7. 芸術	1,373	703	2,076
	8. 言語	403	271	674
	9. 文学	12,808	5,472	18,280
	絵本	17,762	8,781	26,543
	紙芝居	1,101	235	1,336
	小計	41,370	20,385	61,755
AV資料	CD	3,036	651	3,687
	DVD	2,237	1,097	3,334
	郷土	30	2	32
	カセット	321	0	321
	ビデオ	64	0	64
	その他	2	0	2
	小計	5,690	1,750	7,440

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

ヤング	0. 総記	63	32	95
	1. 哲学	123	48	171
	2. 歴史	49	47	96
	3. 社会科学	316	178	494
	4. 自然科学	124	89	213
	5. 技術	59	29	88
	6. 産業	50	37	87
	7. 芸術	61	81	142
	8. 言語	38	35	73
	9. 文学	1,333	1,715	3,048
	絵本	49	0	49
	小計	2,265	2,291	4,556
	雑誌	8,514	1,917	10,431
総合計		196,660	69,323	265,983
内訳	図書	182,456	65,656	248,112
	AV 資料	5,690	1,750	7,440
	雑誌	8,514	1,917	10,431

利用状況

(1)月別利用状況

①来館型サービス

□市立図書館

月別	開館日数 (日)	来館者数 (人)	貸出利用者(人)		貸出資料(点)	
			総数	1日平均	総数	1日平均
4月	24	13,389	8,667	361	38,197	1,592
5月	26	14,361	8,924	343	38,709	1,489
6月	25	15,338	9,220	369	41,266	1,651
7月	25	15,498	9,185	367	39,934	1,597
8月	26	15,872	9,027	347	39,094	1,504
9月	20	10,547	7,141	357	31,221	1,561
10月	26	16,493	8,943	344	39,029	1,501
11月	25	13,567	8,675	347	38,095	1,524
12月	22	12,417	7,582	345	33,726	1,533
1月	22	12,336	8,026	365	36,356	1,653
2月	23	14,106	8,669	377	37,997	1,652
3月	25	15,501	9,331	373	41,109	1,644
計	289	169,425	103,390	358	454,733	1,573

□カメラiasステージ図書館

月別	開館日数 (日)	来館者数 (人)	貸出利用者(人)		貸出資料(点)	
			総数	1日平均	総数	1日平均
4月	24	8,637	2,477	103	12,004	500
5月	26	9,844	2,614	101	12,262	472
6月	25	11,707	2,726	109	13,034	521
7月	25	11,956	2,762	110	13,715	549
8月	26	14,809	3,180	122	15,706	604
9月	25	12,521	2,965	119	14,706	588
10月	20	10,676	2,107	105	9,962	498
11月	25	11,128	2,502	100	12,145	486
12月	22	9,125	2,148	98	10,553	480
1月	22	8,666	2,408	109	11,442	520
2月	23	10,984	2,724	118	12,624	549
3月	26	11,527	2,940	113	14,304	550
計	289	131,580	31,553	109	152,457	528

(2)曜日別利用状況

①市立図書館

年度	曜日	開館日 (日)	利用者 (人)		貸出資料 (点)	
			総数	1日平均	総数	1日平均
R6年度	日曜日	50	22,541	451	109,734	2,195
	月曜日	10	3,804	380	16,890	1,689
	火曜日	41	13,697	334	57,526	1,403
	水曜日	50	16,093	322	65,046	1,301
	木曜日	39	10,524	270	41,666	1,068
	金曜日	50	15,157	303	61,282	1,226
	土曜日	49	21,574	440	102,589	2,094
	合計	289	103,390	358	454,733	1,573

②カメリアステージ図書館

年度	曜日	開館日 (日)	利用者 (人)		貸出資料 (点)	
			総数	1日平均	総数	1日平均
R6年度	日曜日	50	6,970	139	37,490	750
	月曜日	51	5,114	100	24,272	476
	火曜日	1	319	319	1,054	1,054
	水曜日	38	3,603	95	15,345	404
	木曜日	50	4,608	92	20,822	416
	金曜日	50	3,925	79	16,942	339
	土曜日	49	7,014	143	36,532	746
	合計	289	31,553	109	152,457	528

(3)年齢区分別利用状況

①貸出利用者数

年度	館別	6歳以下	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	19歳～29歳	30歳～49歳	50歳～69歳	70歳以上	個人(計)	団体(計)	合計
R6	市立	2,724	4,783	996	347	2,063	31,129	30,689	29,969	102,700	690	103,390
	カメラリア	598	2,637	559	140	669	12,161	8,243	6,186	31,193	360	31,553
	計	3,322	7,420	1,555	487	2,732	43,290	38,932	36,155	133,893	1,050	134,943
	構成比率	2.5%	5.5%	1.2%	0.4%	2.0%	32.1%	28.9%	26.8%	99.2%	0.8%	100.0%
R5	市立	2,244	5,357	983	471	2,092	40,821	37,299	31,001	120,268	1,756	122,024
	カメラリア	710	3,216	385	265	524	12,062	7,638	5,828	30,628	420	31,048
	計	2,954	8,573	1,368	736	2,616	52,883	44,937	36,829	150,896	2,176	153,072

②貸出資料数

年度	館別	6歳以下	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	19歳～29歳	30歳～49歳	50歳～69歳	70歳以上	個人(計)	団体(計)	合計
R6	市立	15,092	27,783	4,581	1,202	8,470	176,128	112,077	105,517	450,850	3,883	454,733
	カメラリア	3,929	15,724	2,979	487	2,816	73,927	29,699	20,730	150,291	2,166	152,457
	計	19,021	43,507	7,560	1,689	11,286	250,055	141,776	126,247	601,141	6,049	607,190
	構成比率	3.1%	7.2%	1.2%	0.3%	1.9%	41.2%	23.3%	20.8%	99.0%	1.0%	100.0%
R5	市立	13,308	26,793	4,462	1,751	8,083	185,144	118,879	109,251	467,671	14,566	482,237
	カメラリア	4,381	17,540	2,016	1,224	2,485	69,453	27,709	20,348	145,156	2,111	147,267
	計	17,689	44,333	6,478	2,975	10,568	254,597	146,588	129,599	612,827	16,677	629,504

(4)地域別利用状況(貸出資料数)

①市立図書館

年度	福岡	福岡南	神興	神興東	上西郷	宮司	津屋崎	勝浦	市外	合計
R6年度	109,330	136,703	49,419	48,292	14,273	23,557	13,905	1,112	52,992	449,583
R6構成比	24.3%	30.4%	11.0%	10.7%	3.2%	5.2%	3.1%	0.2%	11.9%	100.0%
R5年度	113,364	138,515	52,033	52,649	15,924	26,416	14,479	1,207	67,560	482,237
R4年度	116,747	139,996	54,287	58,457	13,067	29,383	14,979	1,242	67,026	495,184

②カメラリアステージ図書館

年度	福岡	福岡南	神興	神興東	上西郷	宮司	津屋崎	勝浦	市外	合計
R6年度	35,849	21,603	6,827	6,374	1,353	27,950	36,471	2,591	11,273	150,291
R6構成比	23.9%	14.4%	4.5%	4.2%	0.9%	18.6%	24.3%	1.7%	7.5%	100.0%
R5年度	31,984	21,628	7,013	5,590	823	26,539	39,503	2,557	11,630	147,267
R4年度	31,241	22,023	7,938	6,054	1,253	27,601	41,373	3,013	12,458	152,954

(5)地域別登録状況

①市立図書館

		福間	福間南	神興	神興東	上西郷	宮司	津屋崎	勝浦	市内計	市外
R 6 年度	登録者数	6,525	6,905	2,559	3,265	783	2,147	1,532	129	23,845	3,262
	新規	281	301	63	77	19	60	17	3	821	103
	人口	17,995	16,321	6,552	7,527	2,718	8,435	8,612	1,040	69,200	-
	登録率	36.3%	42.3%	39.1%	43.4%	28.8%	25.5%	17.8%	12.4%	34.5%	-

②カメラiasステージ図書館

		福間	福間南	神興	神興東	上西郷	宮司	津屋崎	勝浦	市内計	市外
R 6 年度	登録者数	720	426	117	133	35	1,031	1,633	78	4,173	672
	新規	86	48	12	15	5	97	119	6	388	84
	人口	17,995	16,321	6,552	7,527	2,718	8,435	8,612	1,040	69,200	-
	登録率	4.0%	2.6%	1.8%	1.8%	1.3%	12.2%	19.0%	7.5%	6.0%	-

③福津市合計

		福間	福間南	神興	神興東	上西郷	宮司	津屋崎	勝浦	市内計	市外
R 6 年度	登録者数	7,245	7,331	2,676	3,398	818	3,178	3,165	207	28,018	3,934
	新規	367	349	75	92	24	157	136	9	1,209	187
	人口	17,995	16,321	6,552	7,527	2,718	8,435	8,612	1,040	69,200	-
	登録率	40.3%	44.9%	40.8%	45.1%	30.1%	37.7%	36.8%	19.9%	40.5%	-

※人口は、令和7年3月末日現在。

(6)予約・リクエスト状況

	資料区分別（冊・点）						予約手段別（件）				
	図書	雑誌	A V	小計	電子図書	合計	窓口	電話	OPAC	Web	合計
市立	39,602	2,834	1,177	43,613	6,393	50,006	5,353	34	1,872	41,450	48,709
カメラia	1,039	52	44	1,135		1,135	788	16	330		1,134
合計	40,641	2,886	1,221	44,748	6,393	51,141	6,141	50	2,202	41,450	49,843

※電子図書及びWebの予約数は、市立図書館に一括計上している。

※Webの予約数は、電子図書も含む。

(7)レファレンス等状況

項目		令和5年度			令和6年度		
		市立	カメラリア	計	市立	カメラリア	計
レファレンス	事実調査	19	15	34	14	3	17
	読書案内・相談	3	6	9	6	3	9
	所蔵・所在調査	1,403	875	2,278	1,390	909	2,299
	計	1,425	896	2,321	1,410	915	2,325
書架案内		1,906	1,019	2,925	2,196	772	2,968
合 計		3,331	1,915	5,246	3,606	1,687	5,293

(8)広域利用状況

自治体名	市立図書館				カメラリアステージ図書館				合 計			
	登録者(人)		貸出(人・点)		登録者(人)		貸出(人・点)		登録者(人)		貸出(人・点)	
	総数	新規	利用者	資料	総数	新規	利用者	資料	総数	新規	利用者	資料
宗像市	1,088	46	4,061	18,672	275	46	1,052	4,307	1,363	92	5,113	22,979
古賀市	1,418	34	6,010	28,607	192	22	1,071	5,252	1,610	56	7,081	33,859
新宮町	133	5	325	1,308	32	6	117	508	165	11	442	1,816
福岡市	501	17	1,090	3,890	116	7	292	1,029	617	24	1,382	4,919
大野城市	7	0	5	8	2	0	2	15	9	0	7	23
筑紫野市	5	0	13	49	4	0	0	0	9	0	13	49
春日市	7	0	10	70	3	0	0	0	10	0	10	70
太宰府市	9	0	43	82	2	1	61	124	11	1	104	206
糸島市	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0
那珂川市	2	0	1	1	2	0	0	0	4	0	1	1
宇美町	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
篠栗町	9	0	30	74	3	0	3	19	12	0	33	93
志免町	10	0	0	0	5	1	1	2	15	1	1	2
須恵町	7	0	28	128	2	0	2	11	9	0	30	139
久山町	5	0	3	15	1	0	0	0	6	0	3	15
粕屋町	9	0	0	0	1	0	3	3	10	0	3	3
その他	46	1	26	88	30	1	3	3	76	2	29	91
合計	3,262	103	11,645	52,992	672	84	2,607	11,273	3,934	187	14,252	64,265

(9)相互貸借利用状況

館 名	市立図書館		カメラiasステージ図書館		合 計	
	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数	貸出冊数	借受冊数
福岡県立図書館	47	205	21	14	68	219
北九州市立中央図書館	36	39	11	1	47	40
福岡市総合図書館	29	15	3	2	32	17
筑紫野市民図書館	10	21	7	2	17	23
春日市民図書館	10	18	1	2	11	20
大野城市まどかぴあ図書館	39	24	4	2	43	26
宗像市民図書館	76	29	34	2	110	31
太宰府市民図書館	22	15	1	6	23	21
糸島市立図書館	17	24	2	4	19	28
古賀市立図書館	43	41	6	4	49	45
那珂川市図書館	21	7	8	6	29	13
宇美町立図書館	9	13	0	0	9	13
篠栗町立図書館	17	6	6	2	23	8
志免町立町民図書館	23	5	6	4	29	9
須恵町立図書館	5	2	3	7	8	9
新宮町立図書館	7	36	7	4	14	40
久山町民図書館	5	10	4	3	9	13
粕屋町立図書館	16	28	7	2	23	30
久留米市立中央図書館	27	59	7	1	34	60
大牟田市立図書館	38	22	7	2	45	24
田川市立図書館	23	33	7	0	30	33
行橋市図書館	15	15	13	4	28	19
柳川市立図書館	12	17	10	1	22	18
宮若市立図書館	21	15	3	1	24	16
小郡市立図書館	12	26	1	0	13	26
中間市民図書館	15	12	3	0	18	12
朝倉市中央図書館	5	15	4	6	9	21
嘉穂市立嘉穂図書館	5	23	1	1	6	24
直方市立図書館	17	9	2	0	19	9
飯塚市立飯塚図書館	17	0	7	3	24	3
みやま市立図書館	14	8	2	1	16	9
筑後市立図書館	10	4	3	0	13	4
豊前市立図書館	2	13	1	0	3	13
八女市立図書館	0	11	1	1	1	12
うきは市立図書館	7	4	0	1	7	5
大川市立図書館	0	6	0	0	0	6
その他	303	142	89	12	392	154
合計	975	972	292	101	1,267	1,073

ベストリーダー

①一般書

順位	書籍名	著者名	出版社	貸出回数
1	あなたが誰かを殺した	東野 圭吾	講談社	107
2	審議官	今野 敏	新潮社	103
3	魔女と過ごした七日間	東野 圭吾	KADOKAWA	101
4	汝、星のごとく	凧良 ゆう	講談社	98
5	クスノキの番人	東野 圭吾	実業之日本社	96
5	透明な螺旋	東野 圭吾	文藝春秋	96
7	52 ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	中央公論新社	91
8	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	幻冬舎	90
9	風に立つ	柚月 裕子	中央公論新社	86
10	ブラック・ショーマンと覚醒する女たち	東野 圭吾	光文社	80

②児童書

順位	書籍名	著者名	出版社	貸出回数
1	ぐりとぐら	中川 李枝子	福音館書店	149
2	かいけつゾロリのおいしい金メダル	原 ゆたか	ポプラ社	116
3	かいけつゾロリのクイズ王	原 ゆたか	ポプラ社	114
3	だるまさんが	かがくい ひろし	ブロンズ新社	114
5	わにわにのごちそう	小風 さち	福音館書店	113
6	かいけつゾロリのまほうのランプ〜ッ	原 ゆたか	ポプラ社	104
6	かいけつゾロリのようかい大うんどうかい	原 ゆたか	ポプラ社	104
6	だるまさんと	かがくい ひろし	ブロンズ新社	104
9	かいけつゾロリなぞのスパイとチョコレート	原 ゆたか	ポプラ社	103
9	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん	こぐま社	103

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

③ヤング

順位	書籍名	著者名	出版社	貸出回数
1	薬屋のひとりごと 4	日向 夏	主婦の友社	31
2	薬屋のひとりごと 10	日向 夏	主婦の友インフォス	30
3	薬屋のひとりごと 5	日向 夏	主婦の友社	29
3	薬屋のひとりごと 7	日向 夏	主婦の友社	29
3	漫画君たちはどう生きるか	吉野 源三郎	マガジンハウス	29
6	薬屋のひとりごと 12	日向 夏	主婦の友インフォス	28
6	薬屋のひとりごと 13	日向 夏	主婦の友インフォス	28
6	薬屋のひとりごと 6	日向 夏	主婦の友社	28
6	薬屋のひとりごと 9	日向 夏	主婦の友インフォス	28

④雑誌（タイトル別）

順位	書籍名	刊行頻度	出版社	貸出回数
1	オレンジページ	月2回	オレンジページ	1,384
2	こどものとも 0.1.2	月刊	福音館書店	1,381
3	天然生活	月刊	扶桑社	1,325
4	クロワッサン	月2回	マガジンハウス	1,271
5	ゆうゆう	月刊	主婦の友社	911
6	レタスクラブ	月刊	KADOKAWA	903
7	&Premium	月刊	マガジンハウス	885
8	ESSE	月刊	フジテレビジョン	831
9	サンキュ！	月刊	ベネッセ	789
10	日経 WOMAN	月刊	日経 BP	779

※ベストリーダーはいずれも、市立図書館とカメラiasステージ図書館の合計で算出。

令和7年度 図書館運営方針

■図書館経営方針の基本理念(目指す姿)

であう、つくる、つなぐ「知の交流拠点」
(市民の人生と地域を豊かにする図書館)
～本(情報)と人、人と人が出会い、思いを紡ぎ、新たな文化を創り、次代に繋ぐ～

福津市の公共図書館の使命は、市民同士のつながり、一人ひとりの自己実現、誰もが地域の担い手や未来の創り手となれるよう、人づくり、つながりづくり、地域づくりを支える「知の交流拠点」として、新しい交流や文化の創造に貢献することです。

市立図書館は、図書館経営方針の基本理念である「市民の人生と地域を豊かにする図書館」の実現を目指し、次の3つの方向性(学びの拠点、創造と交流の拠点、知の集積拠点)から図書館サービスの向上・充実に取り組みます。

(1)本(情報)との出会い、生涯学習活動等を支える図書館づくり

〔市民に愛され、市民を育み、輝かせる「学びの拠点」〕

- ①市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図ります。
 - ・市民の生涯学習を支援する資料の収集、保存、提供
 - ・郷土資料、行政資料の収集、保存、提供
 - ・障がい者や活字弱者に対する適切な資料の収集と提供
 - ・電子図書館(非来館サービス)の充実
 - ・計画的な蔵書管理(体系的な資料の収集・廃棄)
 - ・特別整理(蔵書点検)期間を設け全館資料の整理・点検等の実施
- ②市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援します。
 - ・図書館行事(おはなし会・講演会・講座・映画会・資料展示等)の実施
 - ・郷育カレッジとの連携による講座開催
 - ・行政機関や他機関(団体)との連携による多様な学習機会(コラボイベント)の提供
 - ・市民活動団体、自主学習グループ等への発表の場の提供
- ③利用しやすく、ゆっくり滞在できる環境づくりを進めます。
 - ・貸出以外でも利用しやすい環境づくり
 - ・図書館ホームページの充実、図書館情報誌(広報誌)の刊行
 - ・広報活動・情報発信、インターネット等による利用促進、情報の提供

(2)ともに支え合い高め合う図書館づくり

〔市民と共働り、まちづくりを支える「創造と交流の拠点」〕

- ①仕事や活動に役立つ資料等の提供を行います。
 - ・暮らしや仕事に役立つセミナーの開催や各種専門機関との連携
 - ・カメラアステージ図書館と役割分担・連携による「ビジネスコーナー」「医療・健康情報コーナー」「子育て支援コーナー」などの充実
 - ・関係機関と連携によるチラシやパンフレット等の資料の収集と提供
 - ・関連講座等の開催、テーマ展示による情報提供などの検討
- ②課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。
 - ・国会国立図書館協同データベースへの登録とその活用
 - ・ホームページや電子メール等によるレファレンスサービスの検討

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

- ・商用データベース(新聞・雑誌、政策・法律、自然科学・医学、事典・辞書等)導入に向けての研究
 - ・他の図書館とのネットワークや関連機関との連携体制の強化
- ③市民参画、市民との連携・共働の体制づくりを支援します
- ・人と人との交流を生み出す仕掛けづくりや図書館施設等の利用促進
 - ・子ども読書活動推進ボランティアとの共催による「読書まつり」の開催
 - ・市民共働・公民連携によるまちづくり活動への情報提供・活動場所の提供
 - ・地域コミュニティや目的別コミュニティとの連携
 - ・読書ボランティア、図書館運営サポートボランティア等の育成、連携及び支援
- ④職員の専門性の向上に努めます。
- ・スキルアップ研修や実務研修等への参加による先進情報の収集、資質・能力の向上
 - ・研修内容の共有化
 - ・地域やまちづくりの課題解決のための情報提供

(3)シビックプライドの醸成に貢献する図書館づくり

〔郷土の歴史や文化を未来につなげる「知の集積拠点」〕

- ①福津の魅力発見や市民の「知りたい」に役立つ図書館づくりを進めます。
- ・地域資料や行政資料の収集・活用・保存(再掲)
 - ・郷土学習や次世代への継承に役立てる資料のデジタルアーカイブ化の推進
 - ・行政、郷育カレッジや関係団体等との連携によるまちの歴史・特色など魅力的な情報や学びの場の提供
- ②学校との連携・共働を深め、さまざまな個性や市民性が育つことを支援します。
- ・学校や学校図書館との連携
 - ▶市内小学校への長期貸出・リクエスト貸出・レファレンス対応、中・高校生へ向けてのヤングアダルトコーナーの充実、図書館見学、職場体験、インターンシップの受け入れ、学校(学校図書館)への支援など
 - ・子育て世代や児童・生徒の読書活動への支援
 - ▶子育てマガジンの刊行、ブックスタート事業の実施、児童生徒向け情報誌の刊行やおはなし会の開催、保育園等への支援、読書ボランティアの育成や派遣、子育て支援コーナーの充実、子ども司書養成講座・フォローアップ講座の開催など
- ③郷土の歴史や文化を学べるための環境整備を図ります。
- ・関係機関、地域活動団体、ボランティア団体等と連携・共働による図書館資源を活かしたサービスの提供
 - ・郷土学習や次世代への継承に役立てる資料のデジタルアーカイブ化
 - ・歴史資料館との連携による歴史・郷土学習への支援
 - ・行政、郷育カレッジや関係団体等との連携によるまちの歴史・特色など魅力的な情報や学びの場の提供(再掲)

参考資料

(1)図書館条例等

○福津市立図書館条例

平成17年1月24日

条例第66号

(設置)

第1条 生涯学習と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、福津市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福津市立図書館	福津市中央1丁目1番2号

(管理)

第3条 図書館は、福津市教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (2) その他図書館の管理上支障があるとき。

(損害の賠償)

第6条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、図書館資料又は設備器具等を紛失、破損又は著しく汚損したときは、現品又はそれに相当する代価を弁償しなければならない。

(弁償の免除)

第7条 館長は、前条の場合において、天災、火災等の不可抗力により、利用者が資料を紛失、破損又は著しく汚損したと認められるときは、当該資料の弁償を免除することができる。

(開架閲覧室以外の施設利用の許可)

第8条 開架閲覧室以外の施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

(施設利用の制限)

第9条 施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 図書館事業と目的を異にする利用
- (2) 営利を目的とする利用
- (3) 管理運営上支障がある利用

2 前項第1号の規定にかかわらず、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

(許可の取消し)

第10条 館長が施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 利用目的が許可内容と異なったとき。
- (2) 管理運営上必要と認めたとき。

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

(資料の選択、収集及び廃棄処理)

第11条 図書館資料の選択、収集及び廃棄処理については、館長がこれを決定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福間町立図書館条例(平成3年福間町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○福津市複合文化センター条例

平成28年9月27日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の振興並びに地域の賑わいの創出を図るため、福津市複合文化センター(以下「文化センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福津市複合文化センター	福津市津屋崎1丁目7番2号

2 文化センターは、次の施設で構成する。

- (1) 文化会館
- (2) 図書・歴史資料館

(事業)

第3条 文化センターが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の賑わいを創出する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 文化芸術、生涯学習の普及及び推進に関すること。
- (3) 図書資料の収集、整理及び保存並びに刊行物の発行に関すること。
- (4) 図書の貸出し及び利用のための相談並びに市民の読書活動推進に関すること。
- (5) 歴史資料の調査研究、展示及び公開に関すること。
- (6) 他の関連施設、関係団体との連携及び協力並びに団体活動の促進に関すること。
- (7) 国指定史跡津屋崎古墳群等の紹介及び資料の提供に関すること。
- (8) その他文化センターの目的達成に関すること。

(開館時間及び休館日)

第4条 文化センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可等)

第5条 文化センターのうち別表第1に掲げる施設及びそれに附属する器具等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、前もって教育委員会の許可又は承認(以下「許可等」という。)を受けなければならない。許可等を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可等に条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の許可等を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 福津市暴力団等追放推進条例(平成21年福津市条例第17号)第2条第2号から第5号までに掲げるものの利益になると認められるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき、又はこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反するおそれがあるとき。

(許可等の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等をした事項の変更又は許可等の取消し若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた者(以下「利用者」という。)が当該許可等を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (3) 利用者が許可等の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可等を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、管理上特に必要と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可等をした事項の変更又は許可等の取消し若しくは利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じて、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類(盲導犬を除く。)を携行する者
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、許可等を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 施設使用料 別表第1に定める施設使用料及び別表第3に定めるホール備品等使用料の合計額
- (2) 冷暖房使用料 別表第2に定める冷暖房使用料の合計額

2 利用者は、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、文化センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合は、第5条、第6条、第7条及び第22条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

(指定管理者の管理の基準)

第13条 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に文化センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化センターの維持管理に関する業務
- (2) 文化センターの利用の許可等その他運営に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 指定管理者の指定の手続については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(利用料金)

第16条 第12条の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第17条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第19条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第20条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第6条の規定により許可等の取消し若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用者の負担において現状に復さなければならない。

(損害賠償)

第21条 利用者が故意又は過失により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(立入検査)

第22条 利用者は、教育委員会が立入検査をするときは、これを拒むことができない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第12条の規定に基づき、指定管理者による管理を行わせる場合において、必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(福津市文化会館条例の廃止)

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

3 福津市文化会館条例(平成17年福津市条例第68号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の福津市文化会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

○福津市立図書館協議会条例

平成17年3月30日
条例第146号

(設置)

第1条 福津市立図書館(以下「図書館」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、福津市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずる。

2 協議会は、図書館が行う図書館奉仕に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、福津市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する委員10名以内をもって組織する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

令和7年度第1回福津市図書館協議会資料

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開く協議会については、第6条第1項本文の規定にかかわらず委員会が招集する。

附 則(平成24年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。